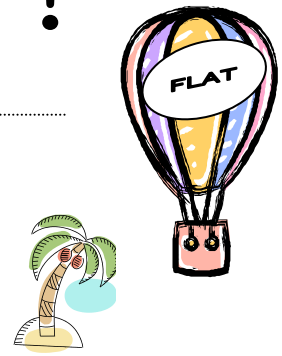


ふらっと.come!

平成21年7月 1日 第9号

発行者 船橋福祉相談協議会 「ふらっと船橋」
〒273-0011 船橋市湊町2-1-5 MIIビル101R
TEL 047-495-6777 FAX 047-495-6776
HP <http://www1.ocn.ne.jp/~flatcome/> ←ココに!
Email flat-funabashi@key.ocn.ne.jp



新年度に向かう

【船橋福祉相談協議会会長 宮代隆治】

過日、船橋福祉相談協議会の21年度総会を無事終了しました。そこでは、20年度の事業報告及び決算21年度の事業計画及び予算等が承認されました。そして、当協議会の事業の要であります“ふらっと船橋”の運営について、益々その果たすべき役割は重要なものとなっていくようです。

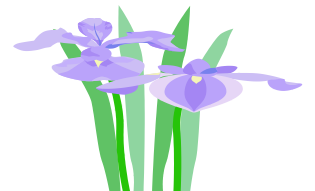
厚労省により提示された障害者自立支援法見直しの重点項目中にも、相談支援の充実が謳われています。地域に点在する相談支援事業所の中核的機能を担う役割として、総合的な相談支援センターの設置が市町村に求められました。当市においては、正に“ふらっと船橋”がこの役割を担うこととなりましょう。

次に、自立支援協議会の設置促進や運営活性化のために、法律上の根拠を設けることとなりました。船橋市においても、二年前に設置され専門部会も立ち上がり、その中から施策提案のあった事項について、今年度市の施策として予算化とともに実行されたものもあります。

相談支援事業と自立支援協議会は不可分の関係にあります。多種多様、重層化する相談内容について、それをどのように解決に結びつけるのか。具体的な福祉サービス等に繋いで行くに、この街でそれは可能か。否とすれば、その原因はどこにあるのか。どうすれば、実現できるのか。困難を抱えた障害のある人、そのご家族等が安心して暮らすことができる、それに応え得る街となっているのか、その検証や推進は自立支援協議会の果たすべき役割です。

ここにおける“ふらっと船橋”の存在は大きな意味があります。“ふらっと船橋”の日頃の職務の蓄積が、ここに反映されなければなりません。

折から、「第2次船橋市障害者施策に関する計画」も稼働を始めました。「第2期船橋障害者計画」や更には「船橋市地域福祉計画」の改定の動向も睨みながら、「誰もが住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせる社会の実現」が絵に描いた餅ではなく、多くの人たちが実感できますように。その先兵たる“ふらっと船橋”を当協議会が強固に支えなければなりません。



「ふらっと」の今後に期待すること

【船橋市障害福祉課 課長補佐 大山泰光】

皆さま、はじめまして。

4月1日付けで、船橋市障害福祉課 課長補佐に就任しました大山泰光です。よろしくお願いいたします。

私は、平成9年4月から3年間、ケースワーカーとして障害福祉課に在籍していました。当時は、現在と異なり措置の時代であり、知的障害者も精神薄弱と言われていました。施設への入所、通所の決定はすべて市が行い、何処の施設に空きがあるか、誰を入所させるかは、ケースワーカーにかかっており、いかに施設の職員と仲良くなって空き情報を得るのがケ

一スワーカーの重要な役割でした。また、新規の施設には、整備費として補助を出し、本市の入所枠を確保していました。それでも、社会資源としては、絶対数も種類も圧倒的に少なく、施設ごとの連携も同一法人以外では、ほとんど取れていない状況でした。また、現在のように身体・知的・精神の3障害を一体的に捉える考えは全くなく、高次脳機能障害や発達障害などは、法の狭間で全く援護が受けられない状況でした。

9年ぶりに障害福祉課に戻ったわけですが、措置から支援費そして自立支援法と制度は大きく変わりました。障害者が受けることができる福祉サービスの種類と事業所数は当時では想像もできないくらい多くなりました。また、市の計画や施策に障害者や事業者の意見が数多く取り入れられることに驚きました。まだまだ、不足している部分はあると思いますが、当時と比べてサービス利用者の選択の幅が大きく広がり、個々のニーズに合ったサービスの組み合わせが可能になったと感じられました。逆に、どのサービスを利用者が必要としているか、どの施設が障害特性や障害者の生活環境にあったサービスを提供できるかなど、利用者が迷ったり、せっかくの資源を利用できなかったりするケースも多いのではないかと思います。困ったとき、障害内容に関わらず、最適なサービスの組み合わせの相談ができることや、真に利用者が欲するサービスの情報を迅速に提供できるところが、必要とされています。

この要求に応え、利用者がサービスを選ぶ自立支援制度の根幹をなすものが相談支援事業であり、「ふらっと」の活躍が本市の障害者福祉のサービス向上、利用者の満足度の向上に繋がっているとんでもないと思います。「ふらっと」の今後の活躍に大いに期待をしております。

《お知らせです》
 発刊より第8号まで広報誌名であった「ふらっとの窓」を今号より新たに「ふらっとcome!」に変更しました。
 【ふらっとに来て下さい!】という意味をこめて!! (もともとホームページアドレスにcomeがついています!)

『ふらっと船橋に対する苦情や相談申出窓口』の設置について

苦情の流れ!

相談者・家族

誰に相談しても構いません

【苦情受付担当者】

- 船橋市障害福祉課・・・大山泰光、二野史靖
 Tel 047-436-2345 : Fax 433-5566
 e-mail : shogaifukushi@city.funabashi.chiba.jp
 受付時間 : 朝 9時から 夕方 5時まで
- ふらっと船橋・・・齊藤絹代、丸山睦己
 Tel 047-495-6777 : Fax 495-6776
 e-mail : flat-funabashi@key.ocn.ne.jp

直接お電話されても構いません

【苦情解決責任者 (3名)】

宮代隆治 ・ 佐藤彰一 ・ 清水博和
 船橋福祉相談協議会会長 船橋福祉相談協議会副会長 ふらっと船橋所長

『第三者委員 (1名)』

赤津 勇 (児童福祉士)
 Tel 自宅 047-467-5816 留守電あり
 e-mail : fwke6698@nifty.com

苦情の報告

